

加入光ファイバ接続料の算定方法の在り方について

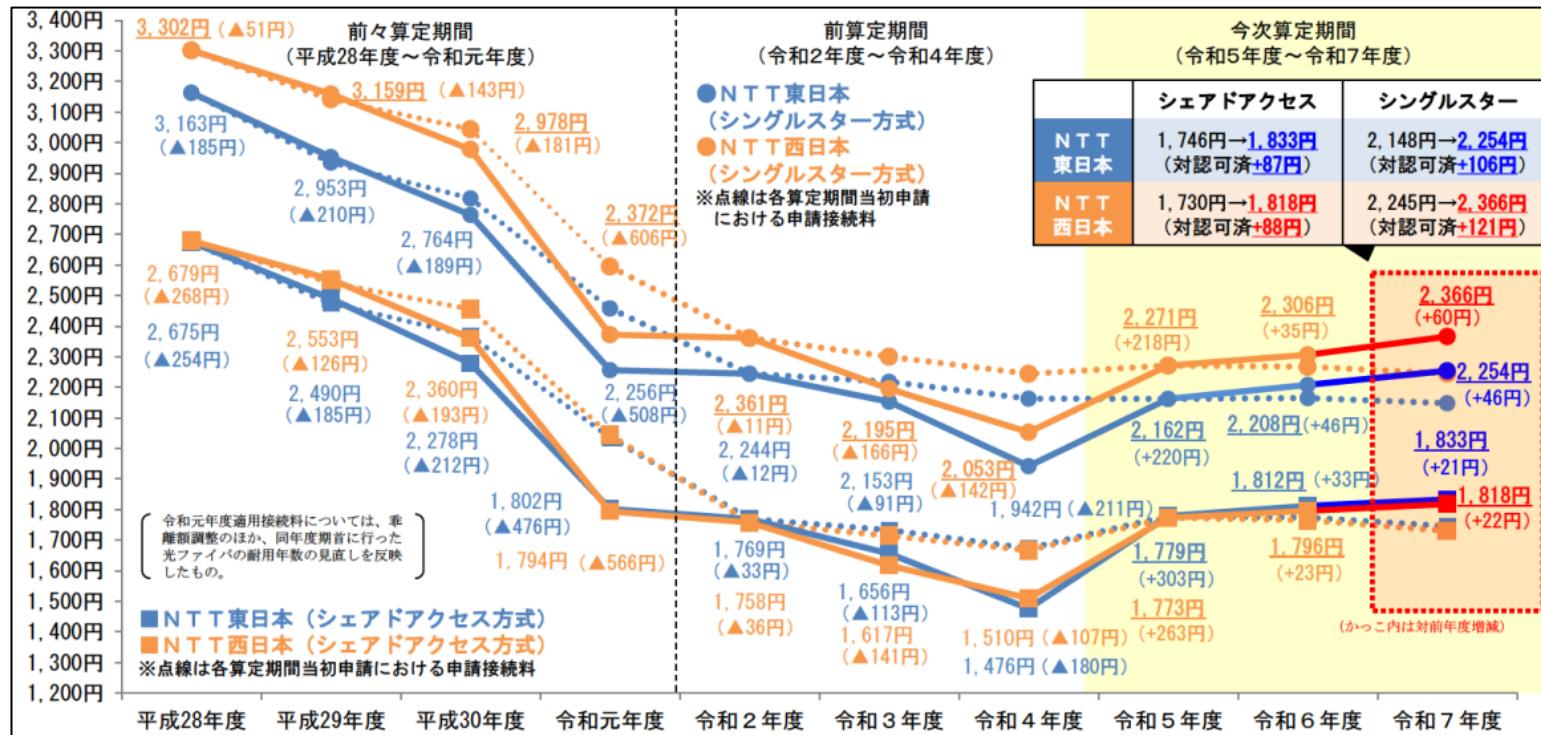
2025/11/10

ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社

Copyright 2025 Sony Network Communications Inc.

- 加入光ファイバ接続料は、2022年度（令和4年度）を境に上昇傾向となっており、2025年度に適用される接続料は、2023年度に認可済みの金額から87円～121円上昇し、**予見性が確保されていない状態**です。
- 加入光ファイバ接続料の予見性が確保されず上昇傾向が継続する場合、「低廉な料金と多様なサービス」の実現が困難となるおそれがあります。**

近年の加入光ファイバ接続料の動向



〈ポイント〉

- 2022年度から2023年度の1年だけで、接続料は約2割の大幅な上昇
- 認可済みの接続料（※点線）と適用される接続料（※実線）が大きく乖離
- 2025年度の認可済み接続料は前年度から低下するはずであったところ、逆に、適用される接続料は上昇

出所：総務省「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続料の変更の認可（令和7年度の接続料の改定等）」の概要資料 に一部追記

- 加入光ファイバ接続料の算定方法は、**予見性を確保する観点から、基本的に将来原価方式を採用することが妥当**と考えます。
- ただし、将来原価方式において、**予測と実績が大きく乖離して乖離額調整が行われる場合は、予見性が確保されているとは言えない**と考えます。

接続料の算定方式

算定方式	算定概要	主な対象機能
長期増分費用方式 (LRIC)	<ul style="list-style-type: none"> 仮想的に構築された効率的なネットワークのコストに基づき算定 前年度下期+当年度上期の通信量を使用 	<ul style="list-style-type: none"> 電話網(メタル回線収容装置、中継系伝送路設備)
実際費用方式	<ul style="list-style-type: none"> 新規かつ相当の需要増加が見込まれるサービス及び接続料の急激な変動を緩和する必要があるサービスに係る設備に適用 原則5年以内の予測需要・費用に基づき算定 	<ul style="list-style-type: none"> 加入者回線(光ファイバ) NGN
	<ul style="list-style-type: none"> 前々年度の実績需要・費用に基づき算定 当年度の実績値が出た段階で、それにより算定した場合との乖離分を翌々年度の費用に調整額として加算 	<ul style="list-style-type: none"> 加入者回線(ドライカッパ、ラインシェアリング) 中継光ファイバ回線 専用線、公衆電話 IP関連装置



加入光ファイバの接続料は、予見性を確保する観点から、上記の将来原価方式を採用することが妥当

出所：総務省「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（令和7年度の接続料の改定等）」の概要資料 に一部追記

- 加入光ファイバ接続料の原価における予測と実績の乖離額が巨額となっているため、原価の算定方法を改善することが必須と考えます。

【別紙1】加入光ファイバの乖離額・単金影響

- 2024年度の予測と実績に係る乖離額は、東日本で97億円、西日本で116億円となっています。
- 2025年度においても2024年度と同額の乖離額が発生すると仮定し、その乖離額を単年度で調整する場合の単金影響は東日本で +351円/芯・月、西日本で +520円/芯・月※となります。



※ 2024年度乖離額及び仮にそれと同額発生するとした2025年度乖離額の合計を2024年度稼働芯線数(東日本:461万芯、西日本:372万芯)にて除して算定した、乖離額を単年度で調整する場合の単金影響。

6

出所：NTT東日本・NTT西日本殿「2026年度以降に適用する加入光ファイバ接続料の算定方法に関する当社の考え方」

- 加入光ファイバ接続料については、「収入」と「原価+利潤」の一致が大前提であり、また、予測と実績の乖離額調整は、「特別の理由がある場合」という極めて限定的な場合にのみ実施されるものと認識しています。
- 近年、乖離額調整が恒常的に行われていますが、乖離額調整はあくまでも限定的な措置として厳格な運用が行われるべきであると考えます。

第一種指定電気通信設備接続料規則（平成12年郵政省令第64号）

（遵守義務）

第三条 事業者は、法定機能ごとの接続料に関してこの省令の定めるところによらなければならない。ただし、特別の理由がある場合には、総務大臣の許可を受けて、この省令の規定によらなきことができる。

（接続料の原価及び利潤）

第八条（略）

2 一般法定機能に係る接続料の原価及び利潤の算定期間は、一年とする。ただし、次に掲げる場合は、一般法定機能に係る接続料の原価及び利潤の算定期間を五年までの期間の範囲内とすることができます。

- 第一種指定電気通信設備にその電気通信設備を接続する電気通信事業者が一般法定機能（法第三十三条第五項機能を除く。）を利用して提供しようとする電気通信役務が新規であり、かつ、今後相当の需要の増加が見込まれるものである場合
- 前号以外の場合であつて、接続料の急激な変動を緩和する必要があるとき。

（接続料設定の原則）

第十四条 接続料は、一般法定機能ごとに、当該接続料に係る収入が当該接続料の原価及び利潤の合計額に一致するように定めなければならない。

2・3（略）

- 加入光ファイバ接続料の予見性の確保は極めて重要であることから、特に「原価」の予測の精緻化及び乖離額調整の在り方の見直しを行っていただくことを要望します。
- その際、経済環境の大幅な変化への対応、乖離額調整の運用・仕組みに関する見直し、モバイル接続料との公平性の確保等の観点から、見直しを図ることが適当と考えます。

加入光ファイバ接続料の算定方法の見直しに向けた考え方

1

経済環境の大幅な変化に対応した算定方法の見直し

2

乖離額調整の厳格な運用と乖離額調整を極小化する仕組みの構築

3

加入光ファイバ接続料とモバイル接続料の客観性・公平性の確保

- 大幅に変化している経済環境を踏まえ、算定を精緻化するため、期待自己資本利益率の見直し及び人件費・物件費に係る見直しを行うことが適当と考えます。

■ 期待自己資本利益率の見直し

- 期待自己資本利益率は3年間の平均値で算出されており、長期安定的なものとなるよう、主要企業の自己資本利益率と同じ5年間の平均値とする

	H31・R元	R 2	R 3	R 4	R 5	
主要企業の自己資本利益率 (①+②)	7.15 (※2)	5.04 (※2)	8.89 ↑逆算	9.00 ↑逆算	9.72 ↑逆算	5年間の平均値 7.96%
リスクフリーレート (①) (10年ものの国債利回り)	0.00 (※3)	0.04	0.09 +	0.30 +	0.62 +	R 7 適用値 5.35%
リスクプレミアム (②) (R 3以降：イボットソン社データ (※1))	7.15	5.00	8.80	8.70	9.10	いずれか 低い方を採用
期待自己資本利益率 (①+②×β) ($\beta = 0.566$)	-	2.87	5.07	5.22	5.77	3年間の平均値 5.35%

■ 人件費・物件費に係る見直し

- 人件費・物件費の予測の指標として、「企業物価指数」を採用するとされているところ、「企業物価指数」は変動が大きく、関係のない財の影響を受けるため、NTT東西殿の実態を反映したコスト予測を行うことが適当

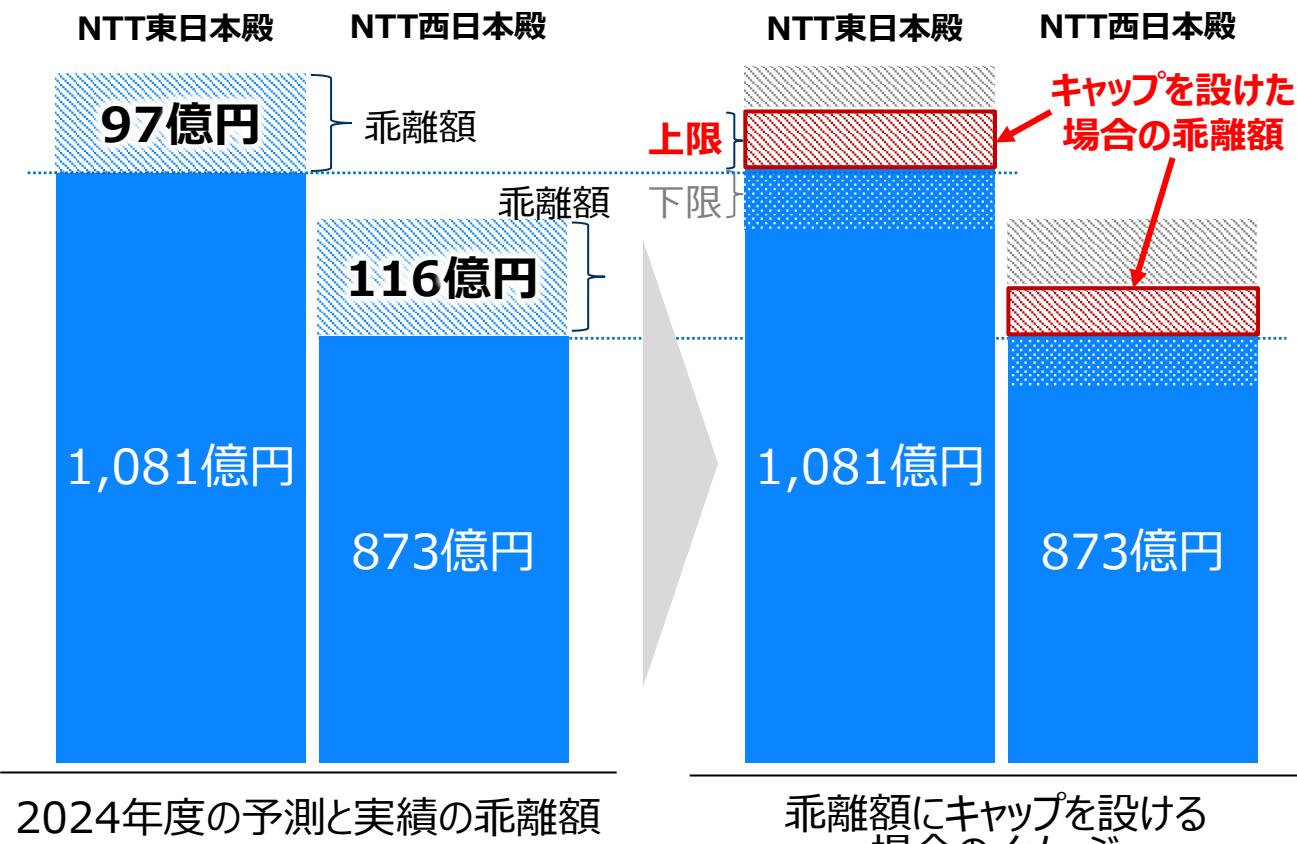
- 乖離額調整を行う場合は、その影響を極小化するため、**上限と下限のキャップ[¶]**等を設けることが適当と考えます。
- これにより、**接続料の予見性の向上、適切な事業計画の策定等**が可能となります。

■ 乖離額調整の金額に係るキャップ[¶]の設定

加入光ファイバ接続料の予測と実績の乖離額を踏まえて、乖離額調整の金額は、認可済み接続料の上限と下限の範囲内に限ることとする



- 乖離額が事前に予測できるようになるため、接続料の予見性が向上する
- 事業者として、適切な事業計画の策定等が可能となる



出所：NTT東日本・NTT西日本殿「2026年度以降に適用する加入光ファイバ接続料の算定方法について」

- 加入光ファイバ接続料とモバイル接続料で客観性・公平性を確保する観点から、これらを同様の算定方法とすることが適当と考えます。
- 具体的には、NTT東西殿の自己資本比率の見直しやβ値の見直しを行うことが適当です。

■ NTT東西殿の自己資本比率の見直し

- 自己資本費用については、実際の資本調達コストを適切に反映する必要があるため、資金調達の実態を把握した上で、自己資本比率の算出方法の見直しを検討することが必要です。
- 例えば、モバイル接続料と同様に、レートベースではなく、貸借対照表上の数値を基にした自己資本比率を採用するよう見直すことが適当と考えます。

■ β値の見直し

- 自己資本費用の算定に用いられるβ値は、NTT持株殿の連結の値（0.566）が適用されていますが、2023年度に認可された接続料におけるβ値が2024年度及び2025年度も同じ値がそのまま用いられています。
- 直近の実態や動向を反映する観点から、モバイル接続料と同様に、毎年度、3年間分のβ値を算定し、直近3年間の中央値を採用することが適当と考えます。

- ・毎年10月末の加入光ファイバ接続料に係る情報開示は、NTT東西殿による「自主的な取組」であり、**予見性を確実に確保するため、接続約款において情報開示義務として規定することが適当**と考えます。
- ・この情報開示では、算定期間をまたぐ場合は翌年度接続料の具体的な単金が分からぬいため、**大まかな傾向を把握するため、今次算定期間と同様の算定方法と仮定して単金の予測を情報開示を行っていただくことを要望します。**

接続料に関する予見性の確保に対するNTT東西殿の考え方

- 加入光ファイバ接続料に係る情報開示については、接続事業者様の予見性を高める観点から、当社の自主的な取組みとして、2020年度実績の把握時より乖離額調整に係る実績収入と実績費用の乖離の状況について、毎年度10月末の実績原価接続料の再計算報告時にあわせて開示してきたところであり、2024年10月末においては災害特別損失の接続料への影響について追加開示する等、更なる情報開示にも努めており、今後も引き続き接続事業者様の予見性に資する情報開示に努める考えです。
- 2026年度以降の次期加入光ファイバ接続料については、直近の市場環境・事業環境の変化等を踏まえつつ、その算定方法や算定上織り込むべき要素について十分に検討を行う必要があるため、当社としては、必要な検討を行った上で認可申請を行うとともに、接続事業者様の予見性に資する情報の開示に努める考えです。

出所：総務省殿「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（令和7年度の接続料の改定等）」の「意見及びその考え方」のNTT東西殿意見を抜粋

- 2035年までのメタル縮退等の大きな環境変化を踏まえ、NTT東西殿から加入光ファイバ接続料の長期的な見通しをお示しいただき、加入光ファイバ接続料の適切な算定方法の在り方について、根本的な議論を行うことが必要であると考えます。

メタル縮退に関するNTT東西殿の考え方

- メタルの維持限界への対応に向けた具体的計画や影響、代替サービス（現時点では光回線電話、モバイル網を利用した固定電話等を想定）については、「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方」（令和5年諮問第28号）に関する情報通信審議会からの最終答申も踏まえつつ、現在検討中であり、お示しできるタイミングで公表するとともに、接続事業者様に対しても、丁寧な説明を実施する考えです。

メタル縮退に関する情報通信審議会の考え方

- メタル回線設備の縮退は、加入光ファイバ等の接続料への影響を含め、多様な関係者に影響を与える可能性があると考えます。
- このため、NTTにおいて、メタル回線設備の縮退等に関する具体的な移行計画を早急に策定した上で、総務省において、必要な検証を行うことが適当と考えます。

【考え方2-2-1-3】

出所：総務省殿「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（令和7年度の接続料の改定等）」の「意見及びその考え方」のNTT東西殿意見を抜粋
総務省殿「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方 最終答申（案）」に対する意見募集の結果の「意見及びその考え方」の情報通信審議会の考え方を抜粋

SONY

SONY is a registered trademark of Sony Group Corporation.

Names of Sony products and services are the registered trademarks and/or trademarks of Sony Group Corporation or its Group companies.

Other company names and product names are registered trademarks and/or trademarks of the respective companies.